

妙高市立妙高高原中学校 いじめ防止基本方針

(平成25年12月策定)

(平成26年12月一部改訂)

(平成31年4月改定)

はじめに

当校のいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、この「妙高市立妙高高原中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

1 いじめの防止等のための基本的な方針

(1) いじめに対する基本的な考え方

① いじめの定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する（「法」第2条より）。

② 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、当校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

③ いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

④ 学校の責務

いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのため、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。また、係る記録は5年間保存し、適切に引き継いだり、情報提供したりできる体制を取る。

(2) いじめ防止等のための取組方針

① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、適切な対応を柱として、計画的かつ迅速に行なう。

② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。

③ 学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置についての取組について評価項目に位置づけて定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。

④ 見直しに当たっては、保護者、地域住民、関係機関等の意見を取り入れる。

⑤ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質・能力を向上させる。

⑥ 保護者・地域住民に、学校のいじめの防止等の取組について、理解と協力を働きかけるため、本校のホームページに本いじめ防止基本方針を掲載する等して広報と意識啓発を行う。

2 いじめの防止等のための基本的な施策

(1) 基本となる取組

① いじめの未然防止のための取組

- ア 学校経営の基本方針に「いじめ見逃しゼロ」を掲げ、いじめの未然防止と早期発見の対応に組織的に取り組む。
- イ 教育活動全体を通して、生徒の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係づくり能力、いわゆる社会性を高める。
- ウ 特別の教科道徳を要として、体験活動等と関連させながら道徳教育と人権教育の充実を図る。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的なアンケート調査を次のとおり実施する。

- ・「学校生活の振り返り」（学校生活アンケート）による生徒の実態把握と早期対応
(毎週火曜日実施)
- ・生徒対象の教育相談を通じた調査（事前アンケートを基に教育相談を行う）
5月・10月・2月（チャンス相談は随時）

イ いじめ相談体制

- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談窓口の設置と周知を図るなど、相談体制を整備する。
- ・スクールカウンセラーと直接的に連携する。

(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

① 設置の目的

法第22条に基づき、本校に、いじめの防止等に関する措置を実効的に行なうための組織的な対応の中核となる組織（以下「組織」という。）として、「いじめ防止委員会」を設置する。

② 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、必要に応じて自校の教職員や外部関係者

③ 役割

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境を構築する。
- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ・いじめの早期発見、適切かつ迅速な対応のための相談・通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開催し、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめを受けた生徒、いじめを行つた生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と対応を組織的に実施する。

④ 取組

- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめの未然防止に関すること。
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒や保護者・地域住民の理解を深めること。
- ・いじめ発生時の対応に関すること。
- ・会議は定例会（生徒指導部会）を週1回開催し、いじめ発生時は緊急に開催する。
- ・いじめ認知から三ヶ月を目安に、いじめの経過を把握し、解消しているかどうかを判断する会議を開催する。

(3) いじめ発生時の措置等

- ① いじめに係る相談を受けたり、生徒の言動を見て「これはいじめである」と判断したりした場合、当該職員は、速やかに関係する生徒の学級担任又は学年主任に報告し、学年部が当該生徒から聞き取りを行う。
- ② 学年主任は、聞き取った内容を生徒指導主事・管理職に報告する。必要があれば速やかに「いじめ防止対策委員会」を招集し、学校として対応策を決定し、全職員で共通理解する。
- ③ できるだけ速やかに被害生徒から事実確認を行う。(事前の役割分担に従って複数で5W1Hについて確実に聞き取り、時系列で整理する)
- ④ 加害生徒についても同様に、必ず複数で聞き取る。一人では聞き逃すこともあり、子どもが後で「言っていない」「先生にこんなことを言わされた」等と言い出した場合に、対応に困らないために。
- ⑤ 状況に応じて、傍観生徒からも聞き取る。傍観生徒といっても、誰がいじめを見ていて、誰が知らなかったのかがはっきりしない場合には、職員で分担し、関係生徒全員から聞き取る。
- ⑥ 事実確認ができ次第、直ぐに関係職員間で情報共有を行い、いじめをやめさせ、いじめを受けた生徒を保護するとともに、関係生徒に必要な指導・支援を行う。
- ⑦ 市教育委員会へ確認した事実や今後の対応策について報告・相談する。必要に応じて、関係機関からの支援を依頼する。
- ⑧ いじめを受けた生徒の保護者にその日のうちに家庭訪問を行い、確認した事実と当面の対応策を説明(複数で)して保護者の理解を得るとともに、今後の学校との連携について保護者の意志を確認する。
- ⑨ いじめ認知の三ヶ月を目安にいじめ防止委員会を開催し、いじめの経過を把握して解消しているかどうかを判断する。

◇被害生徒の保護者への対応5段階

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 学校側から本件について謝罪する。② 学校で把握した事実(加害者やいじめの様子)を伝える。③ いじめが行われていた間の家庭での様子を聞く。④ 保護者の思いを聞く。(批判があっても反論せずに聞く)⑤ 今後の方針を伝える。 |
|--|

- ⑩ いじめを行った生徒の保護者にも、必ずいじめが発覚したその日のうちに連絡(家庭訪問か保護者に学校に来てもらい、複数で直接対面して話すことが原則)、明確な事実関係を知らせる。

◇加害生徒の保護者への対応5段階

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① いじめの加害行為があったことを伝える。② 学校としていじめを発生させたことを謝罪する。③ (必要に応じて)家庭での様子を聞く。④ 被害者側に謝罪してもらうように促す。⑤ 今後の方針を伝える。 |
|---|

- ⑪ その他の生徒(傍観者を含む)に対しては、学級指導、全校集会、部活動等において、関係する生徒とその保護者のプライバシーへの特段の配慮をし、当該事案の説明と指導を行う。

◇傍観者への対応5段階

- ① この学級でいじめがあったことを知らせる。
- ② そのいじめについてどう思うかを問う。
- ③ 被害者とその保護者の気持ちに共感させる。
- ④ 教師の思いを伝える。
- ⑤ 口頭やSNSで周りに広めないように指導する。

⑫ い

じめに関係する生徒（被害者、加害者）と保護者に関わるフォロー、情報交換を定期的に行い、いじめの解消策と再発防止策を徹底する。

- ⑬ いじめの解消状態は、いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月）、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと、とする。
- ⑭ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめの重大事案については、市教育委員会及び所轄の警察署等と密に連携する。

3 重大事態への対応

（1）重大事態とは

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等、生徒の状況に着目して判断する。）
- ② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされているとき。（相当の期間とは年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態と捉え、速やかに調査に着手する。）
- ③ その他、生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

（2）重大事態発生時の対応

市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

- ① 学校が調査主体となった場合の対応
 - ア 「いじめ防止等の対策のための組織」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。
 - イ 組織による事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - エ 調査結果を市教育委員会に報告する。
 - オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
- ② 学校の設置者が調査主体となった場合の対応

設置者の調査組織に必要な資料の提出など、調査に協力する。

4 その他のいじめの防止等のための対策に関する重要事項

- （1）中学校区で、児童生徒主体の「いじめ見逃しゼロスクール集会」を実施し、児童生徒の主体的な活動を支援し、生徒の自治的な能力や自主的な態度の育成に努める。
- （2）生徒の豊かな情操と道徳心を培い、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、学校の全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動を充実させる。
- （3）相談窓口として、「新潟県いじめ相談電話」「新潟県いじめ相談メール」や「県立教育センターいじめ・不登校等悩み事相談テレフォン」等の相談手段を、生徒本人や保護者に周知する。
- （4）インターネットを通じて行われるいじめに対応できるよう、生徒及びその保護者に対して授業や入学説明会等の機会に、関係機関と連携した情報モラル教育及び普及啓発を実施する。

5 いじめ防止等のための年間計画

月	教職員の取組	生徒対象	保護者・地域住民 対象
4	○学校いじめ防止基本方針の検討と理解 ○中学校区指導主事訪問 ○生徒情報交換（毎週） ○いじめ対策委員会の開催（随時） ○学校生活アンケート（毎週）	○人権教育、道徳授業の充実（通年） ○年間の目標と計画づくり ○学級、生徒会組織とルールづくり ○あいさつ運動 ○異学年交流（通年）	○いじめ見逃しゼロ県民運動（通年） ○いじめ防止対策の説明と広報 ○あいさつ運動 ○授業参観
5		○春の一日 ○教育相談 ○学級目標発表会	
6		○上越地区各種大会 ○QU 実施	○上越地区各種体大会への支援
7	○学校評価（前期）	○新潟県体育大会 ○上越地区吹奏楽コンクール ○上越地区マーチングコンクール ○1 学期の振り返り	○期末面談 ○新潟県総合体育大会、吹奏楽コンクール、マーチングコンクールへの支援 ○学校評価保護者アンケート
8	○生徒指導研修 ○学校評価をもとにした計画の見直し	○新潟県吹奏楽コンクール ○新潟県マーチングコンクール ○家庭・地域での活動の充実	○家庭・地域での健全育成 ○新潟県吹奏楽コンクール、新潟県マーチングコンクールへの支援
9		○体育祭 ○新人陸上大会 ○新人各種大会	○体育祭（学校公開） ○新人各種大会への支援
10		○上越地区駅伝大会 ○学習成果発表会 ○教育相談	○上越地区駅伝大会への支援 ○学習成果発表会（学校公開）
11	○いじめ見逃しゼロスクール集会 ○メディア教育	○いじめ見逃しゼロスクール集会 ○QU 実施 ○人権教育・同和教育強調週間	
12	○学校評価（後期）	○2 学期の振り返り	○期末面談 ○学校評価保護者アンケート
1		○上越地区、新潟県スキー大会	○上越地区、新潟県スキー大会への支援
2		○中学校体験入学、学校説明会 ○教育相談 ○卒業・進級に向けた取り組み ○北信越、全国スキー大会 ○引継式、三送会	○入学説明会 ○全国スキー大会への支援
3	○学校評価（次年度の計画）	○卒業式 ○3 学期の振り返り ○年度の振り返り	○卒業式